

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 70号

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに1月4日から同月6日まで，3月25日から4月7日まで，7月21日から8月31日まで及び12月24日から同月28日まで」を「及び公立の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の休業日（学校教育法施行令第29条第1項の規定に基づき教育委員会が定める休業日をいう。）（いずれも条例第4条第1項に規定する休館日を除く。）」に改める。

第2条中「児童館等利用許可申請書（別記様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め，同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 利用しようとする者の氏名，生年月日及び特に注意すべき身体の状況
- (3) 利用しようとする曜日及び時間の区分
- (4) 申請の理由
- (5) 利用しようとする者の保護者に係る次に掲げる事項

ア 氏名

イ 利用しようとする者との続柄

ウ 勤務先の名称

- (6) その他指定管理者が必要と認める事項

別記様式を削る。

附 則

この規則は，令和4年1月4日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)